



交通のご案内

JR/四ツ谷駅から(中央線、総武線)	四ツ谷口より徒歩3分
地下鉄/四ツ谷駅から(丸の内線)	1番出口より徒歩2分
(南北線)	2番出口より徒歩1分

東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

<http://www.horitsu-sodan.jp/>


弁護士会
 の

法労働問題 法律相談

貸金未払

不当解雇

労災事故

セクハラ

会社の人事・労務


弁護士会法律相談センター
法律相談センター

〒160-0004 新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル2階

☎ **03-5367-5280**

<http://www.horitsu-sodan.jp/>

労働問題で 困っている方へ

2006年4月から3回の期日(概ね3ヶ月以内)で事件を解決する労働審判制度が発足しました。

これで、労働事件は、労働局のあっせん、簡易裁判所での調停と少額訴訟、地方裁判所での保全申立、訴訟、労働審判と様々なメニューで解決されることになりました。

しかし、各手続には特色があり、それぞれの問題の特徴に合った、適切な手続を選択することが重要です。適切な手続を選択するには、豊富な専門的知識を有する弁護士に相談するのが一番です。

東京三弁護士会の労働相談は、労働者側使用者側を問わず労働事件の専門家である弁護士が相談を担当する信頼できる相談機関です。

弁護士会の 労働相談



相談受付

ご相談は、
事前の**予約制**です。

ご予約・ お問い合わせ TEL

03-5367-5280

予約受付 時間

月曜～土曜日/
9:30～16:30

相談料金

30分5,250分
延長15分につき2,625円

* 弁護士に依頼する場合には、
別途費用がかかります。

